　　年　　月　　日

　滋賀県知事

高圧ガス保安検査報告**書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 高圧ガス名 | | 一般高圧ガス（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事業所名称 | |  |
| 事業所所在地 | | 〒　　　-　　　　　滋賀県 |
|  |  | |
| 検査の予定日 | 年　　　月　　　日　　　　：　　～ | |
| 保安検査申請 | □済み　　□未提出 | |
| 検査監督者 | □保安係員　　　　　　　　　　 氏名 | |
| 検査会社責任者名 | 会社名　　　　　　　　　　　　　　　職名　　　　　　氏名 | |
| 所属 | 担当部署　　　　　　　　　　Tel(　　　)　　－　　　Fax(　　　)　　- | |
| Ｅ－ｍａｉｌ | ＠ | | |

|  |  |
| --- | --- |
| ※検査年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| ※検査員名 |  |
| ※事業所立会者 |  |

1. 保安検査当日記入します

・この報告書は、**検査日当日に１部提出**してください

・必要な資料は、別添として添付してください（例：沈下測定､圧力計比較検査､圧力基準器検査成績書､安全弁作動検査､肉厚測定結果等）

一般高圧ガス製造施設調査票（定置式製造設備用）

保安検査対象設備

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備の名称 | ガスの種類 | 処理能力(m3/日) | 常用圧(MPa) | 当初許可年月日 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

・対象設備が書ききれない場合は、別紙で追加してくさい。

前回保安検査後の変更許可状況（変更がない場合は無記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許可年月日および許可番号 | 完成検査年月日 | 変更の内容 |
| 平成　　　年　　 月　 　日  滋賀県指令　第　　　　　号 | 平成　　年　　月　　日 |  |

保安管理組織（□別紙）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 |  | 氏名 | 選任年月日 | 再教育受講日または免状交付日 | 免状の種類（乙機 乙化 丙液 丙特等） |
| 保安統括者 | 正 |  |  |  |  |
|  | 代 |  |  |  |  |
| 保安技術管理者  保安係員  保安監督者 | 正 |  |  |  |  |
| 代 |  |  |  |  |
| 正 |  |  |  |  |
| 代 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 特定高圧ガス取扱主任者 | |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |

検査項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検 査 項 目 | 検　　査　　内　　容 | チェック | 保安検査時確認 |
| 1.　警戒標　等  1.1　境界線・警戒標  （第6条第1項第1号･42号イ） | 1.　事業所の境界線は　　　　　　　　　　により明示され破損がない  2.　事業所の出入り口付近の警戒標は外部から見やすい場所に掲げている  3.　高圧ガス製造施設の周囲および容器置場に警戒標がある  4.　プラントエリア、ローリーの停止位置等は　　　　　　　により明示され、破損がない | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 1.2　可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置　燃 特不  （第6条第1項第6号） | 次のいずれかの方法で明示する  1.　貯槽の周囲から見やすい部分に貯槽の直径の1/10以上の幅で帯状に赤色（可燃性ガス）、橙色（特定不活性ガス）の塗色がある  2.　外部から見やすいように可燃性ガスの名称を朱書、特定不活性ガスの名称を橙色で明示している  3.　地下に埋設された貯槽には容易にわかる標識がある | 〔合・否〕 |  |
| 1.3　バルブ等の操作に係る適切な措置  （第6条第1項第41号） | 1.　バルブ等の開閉方向が明示されている  2.　バルブ等に係る配管には流体名（又は塗色）及び流れ方向が明示されている  3.　保安上重大な影響を与えるバルブ等に対し、その開閉状態の明示、通常使用しないものの施錠・封印等及び操作ボタン、ハンドル等の過失による作動防止措置が講じられている  4.　バルブ等の機能及び使用頻度に応じ、適切な足場、操作に必要な照度を有する照明がある | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 1.4　毒性ガスの識別措置・危険標識　毒  （第6条第1項第33号） | 1.　毒性ガスの製造施設は、周囲の識別標により明示されている  2.　毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所を危険標識により明示している | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 2.　保安距離・施設レイアウト　等 | 前回保安検査より変更が〔無・有〕  　　　最終変更年月日は　　　　年　　　月  　　　変更内容： | 無の場合距離測定に係る検査は不要 |  |
| 2.1　保安距離  （第6条第1項第2号） | 高圧ガス貯蔵・処理設備の外面から敷地境界までの最短距離　　　　　m  　規定の設備距離が確保されている  法定　第1種〔　　　　　m〕　　第2種〔　　　　　m〕  実際距離及び保安物件  　　第1種〔　　　　m、　　　　　　　〕第2種〔　　　　m、　　　　　　〕 | 〔合・否〕 |  |
| 容器置場の第１種置場距離及び第２種置場距離  （第6条第1項42号ハ・ニ） | 容器置場の外面から敷地境界までの最短距離　　　　　　　m  　規定の置場距離が確保されている  法定置場距離　第1種〔　　　　　m〕　 第2種〔　　　　　m〕  実際距離及び保安物件  　　第1種〔　　　　m、　　　　　　　〕第2種〔　　　　m、　　　　　　〕  距離緩和措置　〔無・有〕 | 〔合・否〕 |  |
| 容器置場の障壁  保安物件までの距離が足りない場合 | 適切な障壁が設置され破損等がない  種類：　　　　　　　　　、材料： | 〔合・否〕 |  |
| 2.2　設備間距離　燃  （第6条第1項第4号） | 可燃性ガス製造設備の高圧ガス設備の外面から他の製造設備に対し、適切な設備間距離が確保されている（可燃性ガス：5ｍ以上、酸素：10ｍ以上　等）  対象設備：　　　　　　　　　　必要：　　　　　　m　実際：　　　　　　m | 〔合・否〕 |  |
| 貯槽間距離　燃  （第6条第1項第5号） | （貯蔵能力が300㎥又は3000kg以上のもの）  1.　可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽までの距離は1m以上、又は貯槽の最大直径の和の4分の1のいずれか大なるものに等しい距離以上が確保されている  必要：　　　　　　m　　実際：　　　　　　m  2.　規定の距離に満たない場合、適切な水噴霧装置等が設けられている  　　　貯槽断熱構造：　　　　　、種類：　　　　　、能力：　　　　　L/min  3.　水源は30分間以上連続して放射できる水量を有している  必要：　　　　　　m3　　実際：　　　　　　m3 | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 2.3　火気取扱施設までの距離　燃 特不  （第6条第1項第3号） | 1.　付近の火気取扱施設：  2.　製造設備の外面から火気取扱施設（ボイラー、ストーブ、喫煙室等）に対し8m以上確保されている　　実際：　　　　　　m | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 距離がとれない場合 | 1.　流動防止措置（高さ２ｍ以上の防火壁、二重扉又はシリンダーキャビネット）又は連動装置により使用中の火気を直ちに消す為の措置が講じられている  実際：  2.　連動装置の機能について試験ガスを使用し、正常作動を確認している | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 2.4　防液堤内外の設備設置規制　燃 毒 酸素  （第6条第1項第8号） | （1000t以上の燃と酸素、５ｔ以上の毒の液化ガスのみ）  防液堤の内側及び外側から10m以内に、設置してはいけない設備又は施設がない | 〔合・否〕 |  |
| 2.5　滞留しない構造  燃 特不  （第6条第1項第9号） | 1.　製造設備のある室は、ガスの性質、量等に応じ、十分な面積の２方向以上の開口部又は換気装置が適切な場所に設けられている  2.　 換気装置の機能が正常に維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 容器置場のガスが滞留しない構造　燃 特不  （第6条第1項第42号へ） | 1.①　ガスの性質、量等に応じ、十分な面積の２方向以上の開口部又は換気装置が適切な場所に設けられている  　②　換気装置の機能が正常に維持されている  2.　容器がシリンダーキャビネットに収納されている | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 2.6　容器置場の直射日光を遮るための措置　燃 酸素  （第6条第1項第42号ホ） | 1.　容器置場の屋根は不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量なものである  2.　容器がシリンダーキャビネットに収納されている場合  ・シリンダーキャビネットは、正常に作動している  ・緊急遮断、ガス漏洩検知機能の作動検査を実施している | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 2.7　ジシラン等の自然発火に対し安全な構造  ｼﾞｼﾗﾝ ﾎｽﾌｨﾝ ﾓﾉｼﾗﾝ  （第6条第1項第42号ト） | 1.　容器置場の材料は不燃性又は難燃性の材料である  2.　容器がシリンダーキャビネットに収納されている場合  ・シリンダーキャビネットは、正常に作動している  ・緊急遮断、ガス漏洩検知機能の作動検査を実施している | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 2.8　二階建容器置場の構  　造　水素　酸素  （第6条第1項第42号リ） | 貯蔵するガスの種類（圧縮水素又は、酸素）に応じて、適切な天井高さ、開口部、障壁が確保されている | 〔合・否〕 |  |
| 3.　高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等  3.1　基礎  （第6条第1項第15号） | 1.　地盤の許容支持力度が荷重以上である  2.　貯槽（貯蔵能力が100㎥又は1t以上のもの）の支柱又は架台が同一の基礎に固定されている  3.　基礎及び支柱等の破損がない | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 3.2　耐震設計構造  （第6条第1項第17号） | 1.　支持構造物に著しい腐食損傷及び変形等がない  2.　アンカーボルト、ナット、ブレース等にはゆるみがない | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 3.3　貯槽の沈下状況測定  （第6条第1項第16号） | 貯槽（貯蔵能力が100㎥又は1t以上の貯槽）の沈下率は0.5%以内である  測定結果は別添　　　　　　　のとおり | 〔合・否〕 |  |
| 4. ガス設備(導管を除く)  4.1　ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造　燃 毒 酸素  （第6条第1項第10号） | 高圧ガスの原料となるガスの通る設備（高圧ガス設備を除く）は、漏えいのない構造である | 〔合・否〕 |  |
| 4.2　ガス設備に使用する材料  （第6条第1項第14号） | 1.　内圧容器及び弁には例示基準で禁止されている材料が使用されてない  2.　常用温度0℃未満のガス設備（ポンプおよび圧縮機を除く）には例示基準で禁止されている材料が使用されていない | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 4.3　高圧ガス設備の耐圧性能及び強度  （第6条第1項第11号・13号） | 1.　高圧ガス設備の外面に、耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がない  2.　機器の肉厚は必要とする最小肉厚以上である  測定箇所及び測定結果は、別添　　　のとおり  3.　開放検査対象の設備が〔無・有〕  　　　　対象設備    　　　　　開放検査結果は書類確認する  4.　目視及び非破壊検査設備による検査、又はその記録により欠陥がない | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 4.4　高圧ガス設備の気密性能  （第6条第1項第12号） | 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験等において漏えいがない  検査方法：　　　　　　　　　　　　　　検査圧力：　　　　　　MPa  または、検査結果は、別添　　　　のとおり | 〔合・否〕 |  |
| 5.　計装・電気設備  5.1　計装設備  5.1.1　温度計  （第6条第1項第18号） | 1.①　高圧ガス設備のうち必要な設備に温度計が設けられている  　②　外観に異常がない  2.①　基準器等との比較が行われている  　②　目盛りの誤差は最小目盛り以内である：測定結果は別添　　　のとおり | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 5.1.2　圧力計  （第6条第1項第19号） | 1.①　高圧ガス設備の適切な圧力区分ごとに、圧力計が設けられている  ②　測定範囲が、当該設備の常用の圧力を適切に測定できるものである  ③　外観に異常がない  2.　検査結果（目盛の誤差は、最小目盛の2分の1以内）は別添　　のとおり | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 5.1.3　液面計等  （第6条第1項第22号） | 1.　液化ガスの貯槽には適切な液面計が設けられ、機能が正常に維持されている  2.　法定貯蔵量(90%)：　　　　　　　kg、最高充填量：　　　　　　　kg  　最高充てん量の表示がある  3.①　ガラス液面計にあっては、その破損を防止することができる構造である  ②　貯槽（燃、毒、特不に限る）とガラス式液面計とを接続する配管には自動式止め弁等が設置されている  ③　自動式止め弁等の機能が正常に維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 5.2　電気設備  5.2.1　電気設備の防爆構造　燃  （第6条第1項第26号） | 1.　外観に破損、腐食等の異常がない | 〔合・否〕 |  |
| 5.2.2　保安電力等  （第6条第1項第27号）  対象：通報(共通)、照明（共通）、5号ただし書、25号(緊急遮断)、28号もしくは31号(ｶﾞｽ漏れ警報)、32号(冷却)、37号(徐害)､39号（防消火）等 | 1.①　対象設備に対し適切な保安電力等が設けられている  　保安電力の内容　通報：　　　　　　　　　　　照明：  　　　　　　　　　その他：  ②　外観に異常がない  　③　作動機能が正常に維持されている  2.①　予備電池が、十分充電されている  ②　水噴霧装置等は、単独でエンジン駆動によりポンプを使用でき作動機能が、維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 5.2.3　静電気除去措置  　燃 特不  （第6条第1項第38号） | 1.　対象設備に接続された接地接続線等が設けられ、断線その他の損傷がない  2.　接地抵抗値が総合100Ω（避雷設備を設けたもの10Ω）以下である  　　　各抵抗値は別添　　　　　のとおり | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.　保安・防災設備  6.1　常用の温度の範囲に戻す措置  （第6条第1項第18号） | 1.　温度自動制御装置が設置されている  2.　温度自動制御装置の作動機能が正常に維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.2　安全装置  （第6条第1項第19号） | 1.①　高圧ガス設備の適切な圧力区分ごとに安全装置が設けられている  　②　破損その他の異常がない  2.　安全装置の機能が正常に維持されている  　　　作動試験結果は別添　　　　のとおり | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.3　安全弁等の放出管  　燃 毒　酸素 特不  （第6条第1項第20号） | 1.①　可燃性ガスの貯槽に設けた放出管の開口部は、地盤面から５m又は貯槽頂部から２mのいずれか高い位置以上にある  　②　周囲に着火源等のない安全な位置に開口部がある  2.　毒性ガスの高圧ガス設備に設けた放出管の開口部は、除害設備内にある  3.①　その他の高圧ガス設備に設けた放出管の開口部は、近接する建築物又は工作物（火気を取り扱う施設である場合にあっては放出管から8ｍ以内にあるもの、その他の場合にあっては5ｍ以内にあるもの）以上の高さがある  　②　周囲に着火源等のない安全な位置に開口部がある | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| * 1. 貯槽の温度上昇防止措置　　燃 毒   周辺貯槽  （第6条第1項第32号） | 1.　可燃性ガス又は毒性ガスの貯槽又は、その他の貯槽で可燃性ガス貯槽または、可燃性物質を扱う設備の周辺にある貯槽について、断熱構造の有無又はその程度に応じ、規定の能力を有する散水装置等が設けられている  　　　断熱構造：  　　　必要能力：　　　　　　　　　、　実際：  2.　破損その他の異常がない  3.　水源は30分間以上連続して放射できる水量を有している  必要：　　　　　　m3、　実際：　　　　　　m3 | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.5　負圧防止措置　燃  （第6条第1項第21号） | （可燃性ガス低温貯槽のみ）  1.　圧力計、圧力警報設備等が適切に設置されている  2.　負圧防止設備（真空安全弁、均圧管、圧力連動緊急遮断装置を設けた冷凍制御装置又は、送液設備）の作動機能が正常に維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.6　液化ガスの流出防止措置　燃 毒 酸素  （第6条第1項第7号） | （1000t以上の燃と酸素、５ｔ以上の毒の液化ガスのみ）  1.　貯槽の貯蔵能力に応じ防液堤又は液流出防止措置が講じられている  2.　防液堤の亀裂、くずれ、破損、配管貫通部の漏えいその他の異常がなく、かつ、防液堤内の滞水が排水できる構造である | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.7　不活性ガス置換構造　特殊 五ﾌｯ化ﾋ素等  （第6条第1項第23号） | 1.　特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備には、設備内部を不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）により置換する装置又は内部を真空にする装置が設けられている  2.　不活性ガスにより置換する装置又は内部を真空にする装置の機能が正常に維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.8　毒性ガス配管等の接合　毒  （第6条第1項第35号） | 1.　毒性ガスのガス設備の接合は溶接により行われている  2.　溶接による接合が適当でない設備の場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合により行われている | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.9　毒性ガス配管等の二重管等　毒  （第6条第1項第36号） | 1.　毒性ガスの種類に応じて、ガス設備の配管を二重管としている  2.　二重管に設けたガス漏えい検知警報設備の作動機能が正常に維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| * 1. 貯槽の配管に設けたバルブ　　燃 毒 酸素   特例ＣＥ除く  （第6条第1項第24号）  （第6条の2第2項第5号） | 1.　当該配管に緊急遮断装置のほかに、2以上のバルブが設けられている  2.　2以上のバルブのうち1は貯槽の直近に設けられている  3.　他のバルブは別の工程に至るまでの間に設けられている  なお、貯槽直近にバルブのあるＣＥは、適用除外 | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| * 1. 貯槽配管の緊急遮断装置　燃 毒 酸素   特例ＣＥ除く  （第6条第1項第25号） | 1.　液化ガスの貯槽（内容積が5000L以上）に取り付けた送出し又は受入れ配管の適切な位置に緊急遮断装置（受入れ配管にあっては逆止弁も可）が設けられている  2.　破損その他の異常がない  3.　作動機能が正常に維持されている  4.　弁座の漏えい量が保安上支障のない量以下である（開放検査又は1回/5年時）  5.　操作位置は安全な位置で、５m以上離れた場所及び周辺の状況に応じ速やかに遮断操作が可能な場所に設けられている | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.12　除害のための措置  特殊 五ﾌｯ化ﾋ素等  亜硫酸ｶﾞｽ ｱﾝﾓﾆｱ 塩素  ｸﾛﾙﾒﾁﾙ 酸化ｴﾁﾚﾝ ﾎｽｹﾞﾝ  ｼｱﾝ化水素 硫化水素  （第6条第1項第37号・42号チ） | 1.　適切な拡散防止措置が講じられている  2.　ガスの種類に応じて、適切な除害設備が設置されている  　　　実際：  3.　除害設備の作動機能は正常に維持されている  4.　除害剤、保護具等は、必要な数量が確保されており、その管理状態が適切である　　内容： | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.13　ガス漏えい検知警報設備　燃 毒 特不  （第6条第1項第31号） | 1.　対象設備の規模等に応じ、必要な数の検知部が設けられている  　　　必要数：　　　　　　個、　実際：　　　　　　個  2.　外観に異常がない  3.　作動機能が正常に維持されている  　　　作動試験結果は別添　　　　　　　のとおり  4.　警報器の操作盤の設置場所には常駐者がいる | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.14　防消火設備  燃 酸素 三ﾌｯ化窒素  （第6条第1項第39号･42号ヌ）  　　特不　※消火設備  （第6条第1項第39の2号･42号ヌ） | 1.　防火設備  ①　対象設備の規模等に応じ、適切な防火設備が設けられている  　　　実際：  ②　水源は30分間以上連続して放射できる水量を有している（５L/m2以上）  必要：　　　　　　m3、　実際：　　　　　　m3  ③　防火設備の操作部は、対象設備の外面から15m以上離れた位置に設けられている  2.　消火設備  　①　対象設備の規模等に応じ、必要な数の消火器が設けられている  　　　　必要：　　　　　本、　実際：　　　　　本  　②　消火器は良好な状態に維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.15　アセチレン容器の破裂防止措置  　ｱｾﾁﾚﾝ  （第6条第1項第28号） | 1.　圧縮アセチレンガスの充てん場及び当該ガスの容器置場に散水装置が設けられている  2.　施設から散水用水源までの距離が100m以下である　実際：　　　m  3.　送水量が0.8m3/min以上である　実際：　　　m3/min  4.　水源は20m3以上で20分以上送水可能な水量を有している  　　　　必要：　　　　　m3　　実際：　　　　　m3 | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.16　圧縮機と圧縮ガス充てん場所間等の障壁  （第6条第1項第29号･30号） | 1.　圧縮機と圧縮アセチレンガスの充てん場及び当該ガスの容器置場の間には障壁が設けられており破損等がない  2.　圧縮アセチレンガスの充てん場と当該ガスの容器置場の間には障壁が設けられており破損等がない  3.　圧縮機と10MPa以上の圧縮ガスの充てん場及び当該ガスの容器置場の間には障壁が設けられており破損等がない | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |
| 6.17　通報措置  （第6条第1項第40号） | 1.　通報範囲の区分に応じ適切な緊急通報設備が設けられている  　通報区分：事務所間・事業所内全体・作業員間相互  　通報設備：ﾍﾟｰｼﾞﾝｸﾞ装置・構内放送・構内電話・拡声器・メガホン・携帯電話・　その他  2.　通報設備の機能が正常に維持されている | 〔合・否〕  〔合・否〕 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 7.導管  （第6条第1項第43号）  7.1  7.2  7.3  7.4  7.5  7.6  7.7  7.8  7.9 | 設置場所  地盤面上・下の導管の設置及びその標識  水中設備  耐圧性能及び強度  気密性能試験  腐食防止措置及び応力吸収措置  温度上昇防止措置  圧力上昇防止措置  通報措置 | 〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕  〔合・否〕 |  |